



Global Classrooms

グローバル・クラスルーム日本協会 報告書



第 19 回全日本高校模擬国連大会

2025 年 11 月



一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会

Japan Council for Global Classrooms

【主催】
一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会

【後援】
外務省、国連広報センター、文部科学省、国連 UNITAL CIFAL Japan

【助成】
公益財団法人公文国際奨学財団

【協力】
国際連合大学



目次

1. はじめに	p4
2. グローバル・クラスルーム日本協会について	p6
3. 大会概要	p7
4. 大会日程	p9
5. 会議報告	p10
6. 受賞校一覧	p31
7. 担当国一覧	p32
8. オープニング/クロージングスピーチ	p35
9. 見学者企画・教員企画	p36
10. 会員名簿	p37
11. お問い合わせ	p40



はじめに

第19回全日本高校模擬国連大会の記録を、ここに皆様にお届けいたします。本大会を無事に終え、このような形で成果をまとめることができましたことを、深く感謝しております。本大会の実現は、ご協力いただきました全ての皆様のお力添えがあってこそそのものであり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

第19回全日本高校模擬国連大会は、2025年11月15日（土）・16日（日）の両日、国際連合大学本部ビルにおいて開催されました。全国から249チームの応募をいただき、予選会を経て選ばれた84チーム（62校）が本大会に臨みました。今回は初出場の学校も数多く参加され、模擬国連という教育実践が着実に全国へ広がりを見せていることを実感いたしました。

本大会において、参加者の皆様は「デジタル公共圏のガバナンス -表現の自由と多文化共生社会」という、現代社会の根幹に関わる問題に取り組みました。SNS上での偽情報の拡散、AIによる世論操作、プラットフォーム企業による情報統制。これらは単なる技術的課題ではなく、民主主義の存立基盤そのものを揺るがす問題です。表現の自由という民主主義の基盤をいかに守り、同時に偽情報や憎悪の拡散からいかに社会を守るのか。言論の自由を保障すれば有害情報が蔓延し、規制を強化すれば表現の自由が脅かされる。この矛盾に満ちた課題に対し、参加者の皆様は各国の立場から真摯に向き合い、議論を重ねられました。時には激しい意見の対立が見られ、時には予想外の連帯が生まれました。利害関係の異なる国々の間で、いかにして共通の利益を見出し、実現可能な合意を形成するか。その過程において、参加者の皆様は外交交渉の困難さと、同時にその可能性を体験されたことと思います。

模擬国連という営みは、単なる討論の技術を磨く場ではありません。それは、異なる価値観や利害が交錯する中で、いかにして建設的な議論を構築し、実現可能な合意を形成するかという、民主主義社会の根幹を学ぶ場です。参加者の皆様は、担当国の利益を代弁する責任を負いながらも、同時に国際社会全体の利益をも視野に入れ、批判的思考と創造的発想を駆使して議論を展開されました。完全な正解のない問題に対し、より良い解決策を模索し続ける姿勢。それこそが、複雑化する国際社会において求められる資質だと考えております。

今日、世界は歴史的な転換点に立っています。地政学的対立の深刻化、様々な人類共通の危機、急速に進化する技術がもたらす予測困難な未来。こうした複雑に絡み合う諸課題は、もはや一国の力では解決し得ず、国際社会全体での対話と協調が不可欠となっています。本大会に参加された皆様が、将来いかなる分野で活躍されるにせよ、ここで培った国際的視野と対話の力は、必ずや皆様を支える礎となるはずです。

1923年にハーバード大学で始まったこの模擬国連は、一世紀にわたり世界中で受け継がれてまいりました。我が国においても、2007年の第1回大会以来、多くの高校生がこの知的営みに参加

し、国際社会への理解を深めてこられました。この伝統を次の世代へと継承し、さらに発展させていくことは、私たちに課せられた責務であると考えております。

本大会の開催にあたりご尽力いただきました全ての関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。参加者の皆様の今後益々のご活躍をお祈りするとともに、引き続き本協会の活動へのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

グローバル・クラスルーム日本協会
2025年度事務総長 田端開



グローバル・クラスルーム日本協会について

グローバル・クラスルーム日本協会は、高校模擬国連活動の普及と発展を目指し、全日本高校模擬国連大会の開催、高校模擬国連国際大会への派遣支援及び全国に模擬国連活動を普及する事業を実施している団体です。元々はグローバル・クラスルーム日本委員会という任意団体にて活動を行っておりましたが、2021年8月に法人設立登記をし、一般社団法人として事業を展開していくこととなりました。私たちは、「国際連合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又その解決策の探求を促進するとともに、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献できる人材を育成し輩出する。」という理念に基づいて、高校模擬国連に係る諸活動を展開しています。

2007年、弊協会の前身たるグローバル・クラスルーム日本委員会が日本で初めて高校模擬国連国際大会への日本代表団の派遣支援を行ったことから、日本の高校模擬国連活動が本格的にスタートしました。それ以降、全日本高校模擬国連大会を毎年開催し、同大会で優秀な成果を残した生徒の高校模擬国連国際大会への派遣支援を続けています。



大会概要

【大会名称】

第 19 回全日本高校模擬国連大会

(英語名 : The 19th All Japan High School Model United Nations Conference)

【開催期間】

- ・予選会

2025 年 9 月 14 日(日)、15 日(月・祝)、20 日(土)、21 日(日)のいずれか 1 日

- ・本大会

2025 年 11 月 15 日(土)、16 日(日)

【募集期間】

2024 年 7 月 1 日(火)～7 月 31 日(木)

【応募数】

154 校 249 チーム

【設定会議】

- ・予選会

議場 : United Nations General Assembly 4th Committee (Special Political and Decolonization Committee) (特別政治問題・非植民地化委員会(第四委員会))

議題 : Uses of Outer Space (宇宙利用)

使用言語 : (公式 / 非公式 / 文書) 英 / 日 / 英

- ・本大会

議場 : United Nations General Assembly 4th Committee (Special Political and Decolonization Committee) (特別政治問題・非植民地化委員会(第四委員会))

議題 : Governance of Digital Public Sphere — Freedom of Expression in Pluralistic and Inclusive Societies ()

使用言語 : (公式 / 非公式 / 文書) 英 / 日 / 英

【会場】

- ・予選会

オンライン (Zoom)

- ・本大会

国際連合大学 (東京都渋谷区)

【本大会参加数】

62 校 84 チーム

【参加費】

予選会出場に際し、1チーム 3,000 円

本大会に出場するチームは、追加で 1 チーム 7,000 円

【最優秀・優秀者特典】

2026 年 4 月に米国ニューヨークで開催される高校模擬国連国際大会への日本代表団としての参加資格を授与

大会日程

今年度は2つの議場（A議場、B議場）での開催となりました。

《A議場スケジュール》

	11月15日（土）		11月16日（日）
9:20	集合・受付開始	9:20	集合・受付開始
9:45	開会式・各種説明	9:45	3 rd Meeting
11:00	1 st Meeting	12:00	昼食
13:00	昼食	13:00	4 th Meeting
14:00	2 nd Meeting	16:00	閉会式
18:30	解散	17:00	解散

《B議場スケジュール》

	11月15日（土）		11月16日（日）
9:20	集合・受付開始	9:20	集合・受付開始
9:45	開会式・各種説明	9:45	3 rd Meeting
11:00	1 st Meeting	13:00	昼食
13:30	昼食	14:00	4 th Meeting
14:30	2 nd Meeting	16:00	閉会式
18:30	解散	17:00	解散

*11月15日にA議場はウ・タント国際会議場、B議場はエリザベス・ローズ国際会議場、11月16日にA議場はエリザベス・ローズ国際会議場、B議場はウ・タント国際会議場にて実施しました。

会議報告

予選会

第 19 回全日本高校模擬国連大会 予選会 総会議監督 山本晴菜

予選会では、2025 年 9 月から 12 月に開催される第 80 期国連総会第四委員会を舞台として、「宇宙利用」を議題に設定いたしました。

議題設定の理由としては、全日本高校模擬国連大会第 14 回大会において取り上げられた過去があるほか、多くの模擬国連会議においても取り扱われたことがあり比較的高校生にも馴染みやすい議題であったこと、宇宙利用の実態は、近年民間企業の参入によって大きく変化しており、国際機関・国家・民間企業の三者の協働を考えるという点で、本大会の議題と接続するためです。

会議設計

私たちの頭上高くに存在する宇宙は、新たに開発が進む空間であり、空間内の法整備も未だ進んでいません。その中で、各国は宇宙条約をはじめとした諸条約によって自らの行動を制限し、平和利用に務めてきました。しかし、近年は国際社会が構造変化を起こしております、国ではない企業が経済的利益の追求のために宇宙に参入してきました。日常的に使うスマートフォンのアプリには位置情報サービスが利用されています。これはすでに国の管理から離れ、民間企業の管理の下にあります。

今予選会は、そのような新たなアクターを迎える宇宙空間において、どのように各国が対応していくかについて議論を行えるよう設計しました。またそのうえで、民間企業の経済的利益の追求と持続可能な開発のバランスを定めることまでを議論の射程としました。この議論では、発展途上国・先進国それぞれが死活的国益を抱えており、簡単な合意に至ることはできません。しかし、宇宙条約に明記されている通り、「人類共同の利益」である宇宙空間を、どのように利用し、人類を豊かにしていくかについて、各国の利益を乗り越え合意にたどり着く必要があります。

既存の枠組みに収まらない存在が生まれてきたこと、この点は新たな国際制度の必要性を喚起しています。変化しつつある国際社会にどのように適応した規範を形成できるか、が今議題の焦点であったと言えます。また、その中で、如何に相手の主張をくみ取り、新たな規範へ反映させていくか、特に対話を通じた合意形成も要請されていました。国際合意を形成するにあたって協調は必須です。この可能性を探ることも重要な点でした。

会議講評

今会議は全 12 議場での開催であったため、各議場についての詳述は控え、総論的な記述にとどめます。「会議設計」にて先述された通り、今会議では民間企業の参入と宇宙開発の持続可能性に焦点が当てられていましたが、そこに主眼をおいた議論はあまり多くなかったように見られます。具体的には、現在の問題を包括した新たなガイドライン形成、支援の強化による持続可能性

の担保、国家・民間両方の宇宙開発における透明性の向上が政策として多く挙げられ、民間企業の参入によって新たに生まれる課題の直接的な解決のための議論はあまりされませんでした。

また多くの議場に共通していたのは、宇宙開発・その持続可能性の担保における支援構造を重視し、支援が可能な国家一支援を受けるだろう国家という構造でグルーピングがされた点です。支援国家一被支援国家というグルーピング自体が支援というアクションを中心においたものであり、民間企業の参入によって新たに生まれる課題の直接的な解決につながるものではありませんでしたが、共通認識を作りやすいという点で議論を円滑に進め、作業文書（WP）を用いて世界にスタンスを発信しようとしていた姿勢は、高く評価したいと思います。

成果文書講評

この会議は近年急速に問題となっている「すべての国の利益のための宇宙利用」「宇宙開発の持続可能性」を議論の主眼においたものです。

各国大使がクリエイティブな政策を持ち寄り積極的に議論を重ねた上で、新機関の設立・新しい支援構造の構築等の提言がなされたことは大幅な前進だと言えるでしょう。しかし、議題概説書でも触れた国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）や第四委員会での議論を文脈として踏まえた政策の立案・提案は少なかったように見られます。例えば安易な新機関の設立は総会もしくは設立される新機関の権限の逸脱を招きかねません。また成果文書の中には概念的なもの・具体的なものが入り混じっていたようにみられ、議論が十分に成熟していない中での文書の提出となってしまった点は、大使の皆様に省みていただきたいと思います。

一部の大使と議場においては、議論の方向性やグループ内の合意を議場全体に示すことで、宇宙開発の持続可能性担保に積極的な姿勢を国際社会に示すことに成功していました。現実で議論の進展や政策の実行に難しさを抱える中でも、この会議で積極的な姿勢を持つことを示すことは大使として高く評価できるでしょう。

本大会

第 19 回全日本高校模擬国連大会 本大会 会議統括 高槻 俊輔

会議設計

本大会では、"Governance of Digital Public Sphere – Freedom of Expression in Pluralistic and Inclusive Societies"（デジタル公共圏のガバナンス－表現の自由と多文化共生社会）という議題で、2025年9月に開催された第80期国連総会第四委員会を議場に設定いたしました。排外主義の対等や不寛容の高まりを見せる現代社会において、多文化共生というテーマを掲げることで、自己とは異なる他者を理解するという模擬国連の原点に立ち返って欲しいとの願いを込めて本会議を設計いたしました。また、高校生にとって身近なデジタルプラットフォームを題材として、高校生が主体的に取り組むことができる会議を目指しました。なお、今回の議題は我々が独自に設定したものであるため、参加者には参考すべき過去の決議が無い中でインプット・アウトプットの双方において高いレベルが要求される議題となりました。

今会議の対立軸は、市民の自由の尊重と国家の秩序のどちらを重視するかという明確なものでした。しかし一方で、何が自由として認められているのか、あるいはどのような事項が国家の秩序を脅かすものとして捉えられるかなどの解釈は国家によって大きく異なり、その点において対立構造が非常に複雑な会議でした。そのため、理念について議論する段階では自由の尊重と国家の秩序という2つの価値を比較衡量し、具体的な政策の議論の段階では、単なる行動の羅列ではなくどのように履行を確保し決議案の実効性を担保するかを常に検討する視点が重要でした。加えて、デジタル空間という国家の統治を離れ、民間企業が運営している領域を扱っているという今会議の性質上、各国が提案する政策の実行方法にも工夫が求められる会議でした。

今会議では、以下の3つの論点に加え、4つの検討可能事項を設定いたしました。通常の模擬国連会議では論点のみが設定されますが、本会議ではより議題を複雑な視点で捉えて欲しいとの願いから、議題に関連するいくつかの重要な事項を、論点を補完する検討可能事項として位置付けました。なお、このように論点設定に幅を持たせる会議設計は論点が設定されない国際大会を見据えたものであり、参加者には国際大会に向けて大使が自ら議論すべき事項を取捨選択し、目的意識を明確に持ちながら議論の道筋を示していく能力が従来と比較し強く求められた会議だったといえます。

論点①介入・規制の必要性

デジタル空間が形成される前から、国家や社会の秩序の維持を利用とした表現の自由の制限に関する議論は行われてきました。また、近年の国連文書では、デジタル空間が持つ正負双方の影響力についての言及も見られるようになってきています。そのため論点1は、具体的な政策の議論の前提として、伝統的に展開してきた表現の自由の規制をめぐる議論を、デジタル空間という新たな領域に適応するために整理することが目的でした。

論点②規制の対象

論点1で規制一般について動機づけを行なったうえで、論点2では具体的にどのような表現を規制するのかに加えて、どのような主体を規制するのかを議論する論点でした。「ヘイトスピーチ」や「フェイクニュース」を規制するといつても、何を基準にそれぞれのカテゴリーに該当すると判断するのかという、実務上の大きな課題に向き合うことが求められました。

論点③規制の方法

論点3は論点1と論点2を受けて、規制の実効性をどのように担保するのか議論する論点でした。規制を行う主体や基準、あるいは規制そのものの正当性や透明性が争点となりました。

検討可能事項

それぞれの検討可能事項は、論点を補完し、議題のより包括的な理解の獲得という教育的意義の達成のために設定しました。以下、それについて概説します。

①緊急時の対応

表現の自由を制限する主な根拠が国家や社会の秩序の維持である以上、秩序が脅かされる緊急時には特別な対応が想定されます。実際、パンデミックや大規模自然災害など、社会が混乱する状況下でデジタル空間が持つ潜在的な危険性をどのように捉え、対応策を考える論点でした。

②プラットフォーム・ユーザーデータの監視

デジタル空間での個人のアクティビティに関する情報は、商業的観点、そして安全保障の観点からも大きな価値を持ちます。そのため、個人のプライバシーを保護するための制度設計を検討する論点でした。

③政治的表現

歴史的に、政権・公職批判は民主主義に不可欠なプロセスとして認識されてきました。そのため、政治的表現についてはより強い保護が認められる場合が多いですが、一方で政治的扇動など大きな社会的混乱を引き起こす可能性もあるため、どのように線引きを行うかが争点となる論点でした。

④企業の責任・役割

決議文書で直接言及される主体は国家あるいは国際機関であるため、模擬国連会議の議論の中心も国家や国際機関となることがほとんどでした。しかし、今会議の議題のように民間企業が大きな影響力を持つ国際問題も存在するため、どのように民間企業を巻き込んで問題に対処するかを検討する論点でした。

会議経過

全体

例年と同様に、本大会は2日間の対面会議として、A議場とB議場の2議場で開催されました。1日目はその時点での議論の成果をまとめた作業文書（Working Paper）を提出し、2日目は作業文書の内容をもとにさらなる政策のブラッシュアップやグループ間交渉を行い、2日間の議論の集大成として提出した決議案（Draft Resolution）を投票によって採択するという流れで会議が進みました。

A議場

A議場では、公の秩序のために制限されうる権利と絶対的に守られる権利との関係をどのように扱うかについての議論が進みました。表現の自由と公秩序の衝突が命題となる本議題において、この完成された対立構造は、まさに大使の皆さんとの成果として、まず特筆すべき点だと考えられます。

両日を通して、公式討議では、自国のスタンスを言及した上で、各国の全会一致による文書採択を呼びかける声が多くありました。このような公式討議における言及は、歓迎されるべきものであるのと同時に、必ず議場にいる全員に傾聴を促せる、という公式討議の特徴を活用したものとは言い難いものです。公式討議は議論の変遷に従って、事前に用意した原稿を読むだけではなく、どのようにこの後の会議を進めていきたいのかなどの「全体に訴えかけるメッセージ」を明確に伝えられる場であるという側面を持ちます。この側面を十二分に活用するという観点から見れば、いまだ改善の余地があります。しかしながら、一貫して、大使の公式討議においては、明確なメッセージが発せられ、自国の考え方・事情を開示し、合意に達しようとしていた点においては、ほとんどの大使が評価できるでしょう。

1日目冒頭には、着席討議が取られ、会議をどのようなグルーピングにまとまって進めていくか、並びにどのような順で論点を議論していくかについて議論が行われました。この場ではどのような意見でも支配的にはならず、意見が乱立したままその後の議論に突入したように見受けられました。一方的な意見の表明とそれに対する反応の不在は、意義深い議論の醸成のための土壌を無くしてしまうような、その前提を覆すようなものです。特に、2回分、合計40分間が取られた今回冒頭の着席討議を「意義深い」ものにしていく上で、この観点は見逃してはならないポイントだと考えられます。

その後には、非着席討議が行われ、各グルーピングにまとまって議論が進みました。表現の自由を重視するグループと、その権利に重い規制を用いるグループ、その間で中立的なグループが2つでき、計4つのグループで議論が行われていました。この過程では大使の事前準備の成果が見受けられ、短時間で、各政策ベースの合意がなされていました。表現の自由をどのように担保するか、あるいはそれを公の秩序のためにどのように制限していくのか、についての我々の想像を超えた具体的な議論が行われました。

特に議論の中心にあったのは、権力の行使に伴う被害の救済や、システム運用時の透明性に関する議論でした。これらの概念は、この議論において採択されるシステムが、どのように作用するか、その作用に対して、現状では何が足りていないのか、これらの問い合わせに対して真っ向から向かって準備できていたからこそ、議論の中に登場し、その中に据えられていたのだと思いま

す。これらの議論は、事前に配布した資料において中心的には解説しておらず、この議論が一定の時間議場において支配的になっていた点からも、各國の大天使の努力の成果がうかがえます。

1日目の終盤には作業文書（WP）が提出され、決議案（DR）の提出に向けて、その内容について会議監督から数点改善のポイントを指摘しました。提出された4本のWPの中には、極めて体裁の乱れたものや、アウトオブアジェンダに該当するもの等があり、これらの点を会議監督より指摘しました。これらの点が2日目に提出されたDRにおいてかなり改善されていたことは、特に2日目の議論における大天使の努力をうかがい知ることができ、評価に値する点だと考えています。

2日目の議論においては、1日目に提出されたWPを用いた議論が行われました。まず、着席討議が取られ、各グループによるWPに対する質問の時間が取られました。この着席討議において、各WPにおける疑問解消が試みられましたが、時間の都合上、途中で打ち切られました。着席討議においてWPの疑問を解消することは往々にして見られる手法です。しかし、それがどの程度議論に資するのか、あるいはどのような方式でこのフェーズを行えばより効率的な議論が行われるかは、時間が極めて制約される会議において考えなければならない命題でしょう。

この着席討議が終了したのちは、会議終了まで非着席討議が繰り返されました。DRの提出期限の直前まで大分して4つのグループがありましたが、提出されたWPを元に2つのグループで統合しようとするコンバインが盛んにおこなわれ、最終的に2つの大きなグループが形成されるに至りました。それぞれ概観すると「表現の自由を守り権利の制限を控える」グループと、「公秩序のために権利の制限を認める」グループとに分かれました。結果として、2本の決議案が提出されました。その内容と投票結果は、下記「決議案と投票結果」に譲りますが、どちらのグループもこれら決議案を提出できたことは評価に値します。しかし、共同提出国となるべき国が漏れていたりするなど、一見軽微ではありますが、重大なミスが散見されました。時間がないことは理解しますが、細部まで気を配った決議案作成に務められるとよりよいと思います。

議場において一貫して見られたのは、抽象的な用語を使うことによる弊害です。抽象的な用語は一見、最も合意に至りやすく、時間がない本会議において有用な手であることは疑いようがありませんが、それによる弊害が本会議では発生していました。それは根拠を同にしないままに抽象的な用語で一度合意に至ってしまったがために、会議の進展に伴い、さらに議論が深化してしまうことで、新たな対立が生じてしまっていた、というものです。議論において、根拠を同としないままに進められることは効率の面からも、質の面からも大変危険です。この点も見つめ返してみると良いでしょう。

ただ、一般に本議場に出場した大使の皆さまの議論内容は各人の深いリサーチ、並びに洞察力が光ったものでした。大変お疲れ様でした。

B 議場

公式討議においては、各國が議題において重視する点や具体的な政策等に加え国内法・国際法に関するスタンスと、多様なトピックについて議場全体に問い合わせ、語りかけるスピーチが多く

されました。また単なる主張の提示だけでなく他国との立場調整を踏まえた発言がされた点は、非公式討議で見られた協調的な雰囲気を醸成し、合意形成のために各国が努力していた証左であると理解しています。そして、一部の大天使は議論の経過に対応したスピーチを行っているように見られ、より効果的に公式討議を活用しようという意図を強く感じることができました。

非公式討議においては会議冒頭に議長提案の着席討議が採択され、本会議においてどのような方針で議論を進めるべきか、また各国がどのようなスタンスを有しているのかを確認する場が設けられました。討議では、地域ごとの枠組みを活用する案、宗教ごと、また「言論の自由」と「規制」の立場の違いに基づく案など、さまざまなグルーピング方法が提示されました。また、最終的なコンセンサス形成やコンバインを見据え、意見の異なる国との積極的なコミュニケーションを求める声も上りました。直後の非公式討議では、スタンス別の議論が中心となり、各国が「なぜ表現の自由を重視するのか」「なぜ規制を必要とするのか」という動機の共有が進みました。EU法の事例が取り上げられるなど、着席討議で求められた“議論方針の共有”が一定程度達成されていたと評価できる状況でございました。

1日目午後には、午前中の議論内容を全体で共有するための着席討議が行われました。ここでは具体的な議論の共有に加え、各グループの共通点が整理され、決議案作成を見据えた議論が本格化いたしました。1日目終盤には3本の作業文書(WP)が提出されましたが、いずれも新たな国際機関の設立に触れていたり、既存の決議や条約の想起を含んでいたりしました。これを受けて、議長および会議監督から、国際機関の設立を前提とした政策形成は不確定要素が多いこと、また条約想起に当たっては自国の立場(投票状況等)の確認が不可欠である旨をコメントいたしました。

2日目の冒頭では、提出された作業文書に対する質疑応答が行われました。ここでは「自国が求める政策は、この構想の中で実現可能か」「相反する構想ではないか」「妥協点はどこに置けるか」など、政策の実現性と整合性を問う質問が多く出されました。その後、決議案提出までの間は非着席討議が続きました。前日には5つ存在したグループは2つの大きなグループへと再編されました。一つ目のグループは欧州や西側諸国を中心としたグループで、一環として国家による過度な規制を抑制し、透明性と法に支配を強化することを優先するグループでした。もう一つのグループは主に国家主権の尊重を重視する国々が中心であり、各国の文化的・歴史的・宗教的背景に基づく最良を保護する姿勢が強く打ち出されていたグループでした。大規模化に伴う情報共有の遅れが原因で混乱が生じる場面もみられましたが、全国家を一度集めて状況を共有することで問題が解消され、大使間の協力姿勢が見られました。

最終局面では、2つの大グループが並行して議論を進めつつも、本会議の性質上「相反する決議案は1本のみ採択される」ことを理解し、両決議案とも採択されるよう尽力する動きが確認されました。その結果、2本の決議案はいずれも採択に至り、最後まで共通点の模索を続けた姿勢は大変評価に値するものでございます。

一方で、今回の会議では「規制を求める理由」や「表現の自由を守りたい理由」といった根本的な価値観の対立そのものよりも、「どのようにデジタル公共圏をガバナンスするか」という制度設計に議論が集中いたしました。そのアプローチの一つとして複数の作業文書で新機関設立案が示されましたが、現実の国際社会においては国際機関の創設は、問題構造が十分に共有され、

既存枠組みでは対応困難であると判断された後に選択される手段でございます。この認識が必ずしも議場全体に浸透していなかったことは、本議場の課題として指摘できます。

また、本質的な対立点が十分に明らかでない段階で、各国が先に具体的な政策や機関設計に踏み込んでしまったため、議論の土台が共有されないまま実務的議論が先行するという状況が生じました。国際機関やガイドラインとして統一的な枠組みを示す以上、将来的に想定される対立軸について事前に議論する必要がありますが、今回の会議ではその点が後回しとなってしまったと言えます。

もっとも、各国が柔軟な発想をもって政策案を検討しようとした姿勢自体は大変評価できるものでございます。しかし、問題の基盤となる認識が共有されていない議題において、そのアプローチが適切であったかどうかについては、各大使が改めて振り返る必要があると考えております。

決議案と投票結果

A 議場

A 議場においては、決議案（DR）が締め切り時点で2本（DR.1、DR.2）提出され、それぞれが会議監督による内容の確認を経たのち、投票にかけられました。どちらの DR も1日目に指摘した点がほとんど修正されており、指摘を自らの中で消化して、2日目に臨んだ大使の交渉努力が見受けられました。さらに、作業文書（WP）段階では最も大きな指摘点であった体裁についても、粗方整えられており、この点も議場全体として評価できると考えております。

それぞれの DR の投票結果を先に述べ、それぞれの決議案の内容について軽く講評いたします。

DR.1 は議場に存在した4つのグループのうち、比較的軽い自由の制限を求める2グループが統合し出したものです。こちらの投票結果は、賛成 25、反対 13、棄権 3 となり、採択に必要な賛成票 20 を上回ったため、正式に決議となりました。

一方、DR.2 は、DR.1 と対照的に、比較的重い自由の制限を求める2グループが統合した大きなグループが出したものです。こちらの投票結果は、賛成 29、反対 8、棄権 2 となり、採択に必要な賛成票 19 を上回ったため、本来であれば正式に決議となるところ、共同提出国が反対をあげたことで、手続き規則に則り、不採択（Fail）となりました。この DR.2 に関する一連の投票結果がなぜ起きたのかについては、議長団としても把握しておらず、正確な原因については不明ですが、一つ考えられるのは、情報の行き違いです。交渉段階において、各国の懸念は解消され合意に向かっていくものですが、その情報の正確性が行き違いによって損なわれるという事象は往々にして発生します。本来であれば模擬国連の「意見の集積」の過程で淘汰されていくものですが、短時間の会議であったこと等が影響し、発生してしまったものだと考えられます。

それぞれの決議案の講評に移ります。

DR.1 は先述した通り、比較的軽い制限を求める国々によって提出されました。内容として顕著なのは、一貫して強制的な制限を嫌う文言が多く見られたところでしょう。国連憲章2条7項の想起をはじめとして、いわゆる「内政不干渉」を規定し、国内における表現の自由を担保しようとする政策が多く見られました。しかし、国連憲章は「本質上いざれかの国の国内管轄権内にあ

る事項」への干渉を禁じています。国境が存在しないデジタル空間において「本質上いざれかの国の国内管轄権内にある事項」をどのように定義づけしていくか、についてこの後に大きな議論が巻き起こるだろうと考えられます。

他方で、民族対立やAIによる誤情報について「段階的に規制」していくと明記した点は、このDRの特色であると思います。強い規制を回避しようとする作成国の意図がしっかりと表現されており、評価すべき点であると考えられます。また「正当な規制」が列挙され、逆にこれら以外は不当であるとみなされる余地を残した点も同様に評価すべき点でしょう。

DR.2は、自由に対する重い制限を求める国、換言すれば公の秩序を優先する国によって提出されたものでした。いくつかの条文がアウトアブアジェンダに該当し削除されたものの、一貫して公の秩序の保護のために自由を一定程度制限する政策が並び、2日間の議論の流れとの接続は素晴らしいものでした。しかし、個人に行動を促す文言など国連総会の権限（マンデート）を超える政策が散見されました。

他方、評価する点として、多くの国が採用している民主主義について、「根幹にあるのが表現の自由という前提認識のもと、これを担保する」という趣旨の条文が入っていたことは、自国の主張と他国の主張をうまくすり合わせたうえで、うまくバランスを取り、表現の自由を一定程度制限するグループが提出したという事実と合わせて、大きく評価できます。

2本のDRは双方ともに、2日間の大きな議論の流れが反映され、大使各人の事前準備ならびに熱心な交渉の結果が十二分に感じられるものでした。一方で、程度の差こそはあれ、双方のDRに国連総会の権限を超え、各国内の企業へ呼びかけるものや、個人へ呼びかける条文があったことが改善点として挙げられます。現在、国際社会は構造変革を起こしています。変化する国際社会の中で国連の限界と闘い、「模擬」的にではありますが、よりよい未来を求めるためにはどうすれば良いのか、我々は問い合わせ続ける必要があります。この点までを含め、会議・文書を見つめなおして見ると良いでしょう。

B 議場

B議場におきましては、最終的に2本の決議案（DR.1およびDR.2）が提出され、全ての国がいざれか一方の決議案のスポンサーとなりました。いざれの決議案も、前日までに提出された作業文書に対するフィードバックを踏まえて大きく修正が施されており、スポンサー国内で政策や文言に対する共通認識が一定程度形成されていたことがうかがえます。また、限られた時間の中でありながら、決議案の形式や論理構成が著しく損なわれることなく、各国が決議案提出と国際社会からの評価の重要性を十分に認識していた点は評価に値するものでございます。以下、それぞれの決議案について簡単に講評を述べます。

まず、DR.1は主に欧州諸国や西側諸国によって作成されたものであり、一貫して国家による過度の規制を防ぎ、透明性と法の支配を重視する立場が明確に表れておりました。特に前半の条文においては、ICCPR19条・20条に基づく表現の自由の制限三原則、インターネット遮断の禁止、過剰な監視の防止など、現実の国際人権法と整合的な内容が丁寧に盛り込まれておりました。この点は、デジタル公共圏においても既存の人権規範を基礎に据えるべきであるというスポンサー国の姿勢を的確に反映していたと評価できます。

一方で、後半部分では UNESCO および ITU に対して、国家の監督や国内法の解釈の公開を求めるといった、現行の国連専門機関のマンデート（権限）と必ずしも整合しないと考えられる文言も見受けられました。理想としては理解し得るもの、現実の国際制度においては受け入れが難しく、各国の国内管轄権とも抵触し得る内容であると言わざるを得ません。この点は、今後同様の議題を扱う際に、「どこまでを国際的な合意の対象とし、どこからを加盟国の裁量に委ねるべきか」という線引きを考えるうえで、重要な振り返りの材料になると考えております。

次に、DR.2 は国家主権を重視する立場の国々を中心に作成されたものであり、各国の文化的・歴史的・宗教的背景に基づく裁量を強く擁護する文言が含まれておりました。デジタル公共圏のガバナンスにおいても、各国の文脈に応じた規制の在り方を認めるべきだという立場が明確に示されていたと言えます。

他方で、DR.2 には、規制の透明性を確保することや、国家による監視に対して市民や企業が異議申し立てを行う権利を認めることなど、一見するとスポンサー国の国益や従来の外交スタンスとは整合しにくい「自由保障的」要素も併せて盛り込まれておりました。これは、本会議で議論された論点をできる限り誠実に反映しようとした結果であると高く評価できる一方で、外交的戦略という観点からは、あえて曖昧に留める、あるいは明記しないという選択肢も取り得たのではないかと感じられる部分でもございます。この点も含めて、「合意を広げるためにどこまで譲歩するのか」「どの論点はあえて書かないのか」という交渉戦略の観点から、各自で振り返っていただければと思います。

今回提出された 2 本の DR は、実務面では必ずしも相互排他的な関係ではなく、一定の共通部分を有していましたが、理念的には

- ・ DR.1：自由保障と透明性、人権規範の最大化を目指す立場
- ・ DR.2：国家主権と文化的多様性、各国の裁量の最大化を重視する立場

という対照的な構造を持っていたと言えます。その中で、各国が最終的にどの決議案を支持し、どのような投票行動を取ったのかは、自国の国益、外交姿勢、そして国際制度の中でどのような立ち位置を志向するのかを映し出すものでもあります。

国際会議における投票行動は、単なる賛否の表明にとどまらず、その国の価値観・利益・同盟関係を反映する重要な選択でございます。今回の経験を振り返り、「自国であればどのような指示を政府から受け、どのように投票すべきだったのか」「その投票は、今回の 2 つの立場のどちらに重心を置くものであったのか」を改めて考えていただくことが、次回以降の会議に向けた有意義な学びになると考えております。

DR (決議案;Draft Resolution)

本大会では、A 議場、B 議場合わせて 4 本の DR が提出され、うち 3 本が採択されました。

以下ではその概要をまとめた上、採択された DR の 3 本について掲載をいたします。

(なお、予選会で提出された DR ならびに本大会にて提出された WP につきましては、紙面の都合上省略させていただきます。)

A 議場 (submit country は太字)

DR.1 (採択後 MA/C.4/RES/80/1)

スポンサー : Australia, Czechia, Denmark, France, Germany, Hungary, **India**, Italy, Japan, Namibia, Norway, Poland, Serbia, Singapore, Ukraine, United Kingdom, United States

投票結果 : 可決

DR.2 (採択後 MA/C.4/RES/80/2)

スポンサー : Bahrain, Belarus, Columbia, Cote d'Ivoire, Czechia, Indonesia, Iran, Israel, Kazakhstan, Malaysia, Mexico, Nepal, Nigeria, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, Rwanda, Saudi Arabia, South Africa, Türkiye, **Vietnam**

投票結果 : 否決

B 議場 (submit country は太字)

DR.1 (採択後 MA/C.4/RES/80/1)

スポンサー : Belarus, Canada, Czech, Denmark, **France**, Germany, Hungary, Indonesia, Israel, Italy, Japan, Namibia, Nigeria, Norway, Poland, Serbia, Singapore, South Africa, Sweden, Ukraine, United Kingdom, United States of America

投票結果 : 可決

DR.2 (採択後 MA/C.4/RES/80/2)

スポンサー : Australia, **Bahrain**, Burkina Faso, China, Colombia, Cote' D'vore, India, Iran, Kazakhstan, Malaysia, Mexico, Nepal, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, Rwanda, Saudi Arabia, Tunisia, Türkiye, Viet Nam

投票結果 : 可決

Model United Nations

MA/C.4/80/L.1



General Assembly

Distr.: Limited
15 November 2025

Original: English

Eightieth session Fourth Committee

Agenda item XXX

Governance of Digital Public Sphere

— Freedom of Expression in Pluralistic and Inclusive Societies

[Draft Resolution] submitted by Australia, Czechia, Denmark, France, Germany, Hungary, India, Italy, Japan, Namibia, Norway, Poland, Serbia, Singapore, Ukraine, United Kingdom, United States

Governance of Digital Public Sphere

The General Assembly,

Recalling A/RES/217(III), A/RES/2200A(XXI), CCPR/C/GC/34, A/HRC/22/17/Add.4, A/80/341, Universal Declaration of Human Rights, and International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR),

Emphasizing the importance of guaranteeing the right of freedom of expression while also admitting legitimacy of unique circumstance of each member state,

Recalling A/RES/77/320, A/RES/78/213, A/RES/78/265, A/RES/78/311, A/RES/79/194 and A/RES/79/L.118,

Recognizing the unique challenges faced by multicultural and multi-faith societies in maintaining social harmony and public order in digital environments,

Emphasizing that States may impose legitimate, necessary, and proportionate restrictions on expression to protect public order and the rights of vulnerable communities in line with ICCPR Article 19(3),

Regretting the increasing number of situations in which the enhanced influence of individual speech threatens the integrity of the public sphere in digital spaces,

Regretting that State censorship and arbitrary regulation of speech in digital spaces have resulted in situations where freedom of expression is excessively restricted,

Recalling the principle of non-intervention in matters essentially within the domestic jurisdiction of any State as enshrined in Article 2 of the Charter of the United Nations, as well as the 2021 report of the Group of Governmental Experts (GGE),

Recognizing the necessity of measures to ensure transparency by both states and private companies,

MA/C.4/80/LX

Recognizing the necessity of an organization that monitors from a third-party perspective to prevent excessive infringement on freedom of expression,

Recognizing that there are countries where the immediate establishment of a third-party body is extremely difficult due to their domestic circumstances,

Recognizing that restrictions on freedom of expression are only imposed to maintain social order and protect the human rights of citizens in each country, and that such actions are clearly distinct from arbitrary discrimination,

Emphasizing freedom of expression is the foundation of democracy,

Recalling United Nations Guiding Principles on Businesses and Human Rights(UNGPs),

Affirm that all member states should bear the responsibility to ensure transparency and legal safeguards in digital governance, and focus on human rights protection and due due processes rather than exercising direct state intervention in content regulation,

1. *Emphasizes* that, for the purpose of protecting the inherent right to life, restrictions such as the following types of regulation of expression in the digital public sphere is legitimate:
 - a. Expression that threatens national security such as military threats or territorial integrity of the state,
 - b. Expression that threatens social stability such as to violent overthrow of the government, and the safeguard ability of the states,
 - c. Expression that incites or constitutes criminal activity,
 - d. Expression that threatens religious beliefs,
 - e. Expression that risks of following situations which is causing social division:
 - i. Race discrimination,
 - ii. Ethnic division,
 - iii. Thoughts, especially political one,
 - iv. Social roots,
 - f. Expressions which threatens the rights or reputations of others, public order and health, or morals;
2. *Calls upon* Member States to adopt effective measures to prevent and address online hate speech and incitement targeting religious, cultural, or ethnic communities, consistent with ICCPR Article 20(2);
3. *Emphasizes* that the following types of expression in the digital public sphere are subject to graduated regulation:
 - a. Expression that includes or promotes discrimination, particularly based on race or religion, incites violence or conflicts, promotes criminal activity,

-
- b. False expression, particularly political misinformation during election periods,
 - c. Misinformation generated by AI,
 - d. Expression that harms the dignity of others with hatred, and among those capable of disrupting or inciting public order, specifically incites inter-ethnic conflict;
4. *Reaffirms* that the states' sovereignty and the international norms and principles deriving from sovereignty which applies to the conduction of ICT-related activities by the states that authority over ICT infrastructure within their territories;
 5. *Emphasizes* the need to establish a third-party organization within each country to assess whether future regulations by governments and private companies are appropriate, based on this conference;
 6. *Emphasizes* that both the state and private enterprises may exercise restrictions on freedom of expression only after fully complying with all principles established at this conference;
 7. *Emphasizes* that freedom of expression should not restrict because of critical expression without violence and hatred instigation against any groups or beliefs;
 8. *Decides* to remain seized of the matter and continue discussions because of the probability of changing from now on;
 9. *Criticizes* international society's influence on the digital sphere's health and democratic process due to attempts conducted by nations which do not respect intervention and rights based on incentive which maximise benefit of cooperations nowadays.

Model United Nations

MA/C.4/80/L.X



General Assembly

Distr.: Limited
15 November 2025

Original: English

Eightieth session

Fourth Committee

Agenda item XXX

Governance of Digital Public Sphere

— Freedom of Expression in Pluralistic and Inclusive Societies

[Draft Resolution] Submitted by Belarus, Canada, Czech, Denmark, France, Germany, Hungary, Indonesia, Israel, Italy, Japan, Namibia, Nigeria, Norway, Poland, Serbia, Singapore, South Africa, Sweden, Ukraine, United Kingdom, United States of America

Governance of Digital Public Sphere

The General Assembly,

Recalling the Universal Declaration of Human Rights (UDHR), International convention on the Elimination of All Forms of racial discrimination, the International Covenant on Civil and Political Rights particularly Articles 19 and 20, and stressing that any restriction on freedom of expression must be consistent with legality, necessity, and proportionality,

Reaffirming Human Rights Council resolution 49/21 that protecting freedom of expression and seeking information strengthens democracy, promotes multiculturalism, enhances transparency, and counters disinformation,

Recalling its resolution 78/213, and stresses the importance for states to create a free, open, universal, accessible digital sphere, and refrain from undue restrictions, such as Internet shutdowns, arbitrary or unlawful surveillance, and online censorship,

Recognizing that arbitrary or excessive interventions on the internet may fuel extreme nationalism and xenophobia, thereby eroding a pluralistic and inclusive society,

Recalling the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, and recognizing that cultural and linguistic diversity and dialogue foster mutual understanding, while incitement to hatred on the internet may fuel discrimination and erode democratic trust,

Confirming the conclusions of the Group of Governmental Experts, in its 2015 report and resolution A/HRC/RES/32/13, that international law is applicable and essential to maintaining peace and stability in digital governance, and that states' behaviors must be in accordance with their international human rights obligation to ensure protection of freedom of expression, based on the rule of law,

MA/C.4/80/LX

Determined to ensure transparent, accountable, and rights-based digital governance that balances freedom of expression, public safety, and multicultural coexistence,

Expressing its satisfaction with the works of the International Telecommunication Union (ITU) for creating a free and open digital sphere, and further recalling United Nations Educational Scientific Cultural Organizations,

Being aware that civil society, the private sector, and academia play a role in protecting human rights are necessary, (A/RES/78/213),

Encouraging developing nations' efforts to make national laws,

Taking note of the Guidelines for the Governance of Digital Platforms by UNESCO,

1. *Affirms* that expressions on digital platforms that threaten public safety or violate the human rights of others may be subject to regulation through legal frameworks and appropriate measures according to legality, necessity, and proportionality, and that member states should continue discussing the model of appropriate intervention and regulation on those expressions;

2. *Requests* Member states to respect rights of others and trust and protect security of nation and public moral or health to allow states to impose certain restrictions on the exercise of the right of freedom of expression, provided that any such restrictions are prescribed by law and are necessary in a democratic society;

3. *Calls upon* states to refrain from the use of undue restrictions, such as Internet shutdowns, arbitrary or unlawful surveillance, online censorship, and targeted data collection, as they cause a chilling effect on citizens;

4. *Stresses* to Member States to request platform companies to prohibit inaccurate/misleading claims/accusations that undermine the integrity of the upcoming vote legality, necessity, and proportionality;

5. *Stresses* to Member States to request platform companies to effectively implement their community guidelines;

6. *Requests* Member States not to collect biometric information of individuals more excessively than needed;

7. *Recognizes* that certain forms of advocacy of hatred constituting incitement to hatred, violence, or hostility falls outside the guaranteed protection of freedom of expression in Article 19 of ICCPR that invade human rights, and further encourages States, in accordance with international law and with full respect for freedom of expression, adopt or reinforce appropriate legislation to address such incitement;

8. *Recognizes* that hate speech, disinformation, propagandas, and deepfakes requires measures according to international and national law, to avoid undue restrictions on freedom of expression while safeguarding public welfare;

9. *Affirms* Member States to recognize the current definition of illegal hate speech as any speech that glorifies violations against life or personhood, and any speech that incites discrimination, hatred, or violence based on factors such as origin or specific ethnicity, race, or religion;

10. *Approves* that the target of harmful contents regulation, including potential hatred expressions, are them that are not defined or protected in article 2,6,8, ICERD, ICCPR is left to the national discretion as it should respect each nation's cultural, historical, and religious backgrounds, and thus also approves further international discussion on unifying definitions of those contents;

11. *Affirms* that regulation mentioned above should apply, as appropriate, to individuals, organizations, media entities, private companies, companies providing digital platforms, and States, while ensuring that such measures are consistent with international human rights law;

12. *Calls upon* UNESCO and ITU and including private sectors based on multi-stakeholder mechanisms to oversee government and disclose the interpretation of national laws of member states;

13. *Emphasizes* that member states should intervene with private sectors under lawful way that is allowed in its national law based on the belief of rule of law;

14. *Calls upon* states to consider establishing guidelines to implement at the domestic level and overseeing the private sector and relevant stakeholders, which include the following:

(a) Disclosing clear criteria for content removal, account suspension, and IP address disclosure, and ensuring transparency in algorithmic moderation and AI decision-making before regulation,

(b) Publishing annual public reports on content regulation, including the number of regulations, and the prevention of violation of regulation,

(c) Notifying affected users promptly, providing reasons for regulations,

(d) Overseeing the way companies prevent violations and whether the measures taken go along international laws;

15. *Urges* Member States to submit annual report to UNESCO and ITU that contains, The summarization of the reports on article 13, The implementation of their domestic laws on digital platform governance, and The situation about the regulation that is left to the national discretion;

16. *Requests* UNESCO and ITU to request warning and resubmission of the report when the contents on their reports are judged to be inaccurate or questionable;

17. Requests member states to ensure the transparency and accountability in content regulation by encouraging private sectors to do the following:

(a) Take swift action against illegal content, whether real-named or anonymous, as soon as it is discovered,

(b) Label the information that is produced by the artificial intelligent or bots,

(c) Implement complaint mechanism, including imposition of processing it quickly and Securing capacity to recover the data in case the complaints were accepted;

18. *Requests* the ITU and UNESCO, with member states, civil society, academia, and corporations, to hold an annual regional multi-stakeholder forum to create transparent, accountable, and remedial mechanisms in the digital sphere, conducting the following:

(a) Facilitate the coordination of bilateral and multilateral assistance,

(b) Facilitate the exchange of best practices and information regarding the incidents that has happened in those domains,

19. *Requests* Member States to regulate platform companies to regulate the non-allowed risk, while proposing severe requirement for the high risk and ensuring transparency on the limited risk, and not to regulate smallest risk to encourage innovations;

MA/C.4/80/L.X

20. *Requests* UNESCO and ITU to explore its potential to establish a meeting that non-government organizations experts can participate in every five years to continue discussing this matter.

Model United Nations

MA/C.4/80/L.X



General Assembly

Distr.: Limited
15 November 2025

Original: English

Eightieth session
Fourth Committee
Agenda item XXX
Governance of Digital Public Sphere
— Freedom of Expression in Pluralistic and Inclusive Societies

[Draft Resolution] submitted by Australia, Bahrain, Burkina Faso, China, Colombia, Cote' D'Ivoire, India, Iran, Kazakhstan, Malaysia, Mexico, Nepal, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, Rwanda, Saudi Arabia, Tunisia, Türkiye, Viet Nam

Governance of Digital Public Sphere

The General Assembly,

Recognizing the necessities of establishment of new organization which is specialized in Digital Public Sphere and Protection of Freedom of Expression,

Noting its satisfaction with endeavor of Human Rights Council,

Recognizing the need for internationally unified, concrete guidelines on state regulation of freedom of expression from the perspective of effectiveness,

Recalling the International Covenant on Human Rights,

Recognizing that information sharing among nations, companies, and between nations is indispensable for building a better governance system,

Recognizing the necessity of objective third-party advice in state regulation of freedom of expression,

Recognizing the importance of the legitimate system of protecting personal infringement on platforms,

Recognizing that regarding the digital community, there is a necessity to adequately regulate the freedom of speech when there is a threat to social stability, including the disinformation and misinformation that poses a threat to state security, as well as content that contains hate speech that attacks individuals and specific communities,

MA/C.4/80/L.X

Recalling the principles enshrined in the Charter of the United Nations, particularly Article 2(1), which establishes the sovereign equality of all Member States,

Recognizing the six principles of the Rabat Action Plan,

Expressing its appreciation to the United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech

Recognizing the need to review the definition of fake news and its required response,

Recalling United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization's S 2018 report 'Journalism, "Fake News and Disinformation",'

Emphasizing the importance of maintaining freedom of speech in the digital sphere,

Deploring that the current interpretation of freedom has been largely shaped by specific national or cultural backgrounds and lacks sufficient consideration for cultural diversity

1. *Calls upon* Member States to consider the establishment of an Expert organization on Digital Public Sphere and Protection of Freedom of Expression;
2. *Requests* that the expert organization in operative clause 1 specializing in the digital public sphere to adhere to the following when creating an internationally unified guideline for regulating freedom of expression within the digital public sphere:
 - a. Consider each country's domestic circumstances
 - b. Support multiple languages, make it accessible for all,
 - c. Specify concrete situations where governments may regulate, based on the three conditions for state regulation of freedom of expression as outlined in the International Covenant on Human Rights;
3. *Requests* the creation of a guideline to decide the standards for restrictions; made under the expert organization mentioned in operative clause 1;
4. *Calls upon* the expert organisation in operative clause 1 review the content of the guidelines annually and update it, taking into account advances in digital technology and the international situation;
5. *Requests* Member States to ensure the rights of people and private companies to express displeasure country or gov doing surveillance legally or severely,
6. *Requests* Member States to submit an annual report to their government detailing the following information regarding measures taken by their companies, such as content restrictions or account suspensions:
 - a. The nature of the restricted content,
 - b. Why content restrictions were implemented
 - c. content deemed to require deliberation on whether it should be restricted;
7. *Requests* member states to compile the reports collected by each nation and submit them annually to an the expert organisation inoperative clause 1);
8. *Requests* that the expert organisation in operative clause 1 deliberate on issues within the digital public sphere that individual nations cannot adequately address, based on the content of reports submitted annually;
9. *Calls upon* Member States to regulate expressions in the digital public sphere based on national laws and international guidelines that cause immediate harm to specific individuals and undermine their dignity such as the following:
 - a. incitement to malicious acts of violence,
 - b. sexual harassment,
 - c. direct and concrete discriminatory expression,

-
- d. hate speech,
 - e. fake news;
10. *Encourages* Member States to create policies restricting content that may cause discrimination, violence, and hostility to individuals and communities belonging to the following categories
- a. immigrants,
 - b. specific nationalities,
 - c. specific ethnicities,
 - d. specific religions;
11. *Stresses* that each member state evaluates the need for regulation based on the relative priority it assigns to certain societal values over freedom of expression, and therefore the implementation of regulations must reflect these differences in cultural, historical, religious, and moral contexts
12. *Approves* of member states restricting expressions which endanger national security or the stability of society, regardless of the intentions of the expression;
13. *Calls upon* member states to review the universal definition of hate speech and how it should be restricted
14. *Encourages* member states to utilize the pre-existing definition of hate speech in regulating those expressions;
15. *Encourages* member states to continue discussions in United Nations Educational Scientific and cultural Organization on the definitions of the three types of fake news, currently recognized as misinformation, malinformation, and disinformation;
16. *Encourages* member states to support the reaffirmation of the concept of freedom internationally by recognizing the following as the basis of freedom:
- a. Freedom is a fundamental value recognized in all societies,
 - b. Freedom contributes to both the stability of society and the respect for individuals;
17. *Requests* member states to ensure that regulations of expressions in the digital sphere are not arbitrary, by setting clear principles on content what expressions can be restricted;
18. *Requests* member states to emphasize the necessity of providing their citizens with a digital public sphere which contributes to a free and safe exchange of opinions.

受賞校一覧

最優秀賞

A 議場 : Tunisia 大使 小林聖心女子学院高等学校 A チーム (兵庫県)

B 議場 : Japan 大使 渋谷教育学園渋谷高等学校 A チーム (東京都)

優秀賞

A 議場 : Nigeria 大使 公文国際学園高等部 A チーム (東京都)

B 議場 : China 大使 渋谷教育学園渋谷高等学校 B チーム (東京都)

奨励賞

A 議場 : Serbia 大使 海城高等学校 B チーム (東京都)

B 議場 : India 大使 瀬戸内国際大学附属瀬戸内高等学校 A チーム (兵庫県)

ベストポジションペーパー賞

A 議場 : Ukraine 大使 西大和学園高等学校 B チーム (奈良県)

B 議場 : Burkina Faso 大使 開智高等学校 B チーム (埼玉県)



担当国一覧

A 議場

Country	学校名
Australia	桐蔭学園中等教育学校 A チーム
Bahrain	実践女子学園高等学校 A チーム
Belarus	国際基督教大学高等学校 B チーム
Burkina Faso	東京学芸大学附属国際中等教育学校 B チーム
Canada	麻布高等学校 B チーム
China	市川高等学校 B チーム
Colombia	市川高等学校 A チーム
Côte d'Ivoire	桐蔭学園中等教育学校 B チーム
Czech Republic	関西創価高等学校 B チーム
Denmark	東大寺学園高等学校 A チーム
France	国際基督教大学高等学校 A チーム
Germany	三輪田学園高等学校 A チーム
Hungary	不二聖心女子学院高等学校 B チーム
India	豊島岡女子学園高等学校 A チーム
Indonesia	駒場東邦高等学校 B チーム
Iran (Islamic Republic of)	三輪田学園高等学校 B チーム
Israel	山形県立米沢興譲館高等学校 A チーム
Italy	中央大学杉並高等学校 A チーム
Japan	実践女子学園高等学校 B チーム
Kazakhstan	六甲学院高等学校 A チーム
Malaysia	海城高等学校 A チーム
Mexico	新潟県立直江津中等教育学校 B チーム
Namibia	帝塚山学院高等学校 A チーム
Nepal	神奈川大学附属高等学校 B チーム
Nigeria	公文国際学園高等部 A チーム
Norway	兵庫県立兵庫高等学校 B チーム
Poland	江戸川女子高等学校 B チーム
Qatar	晃華学園高等学校 A チーム
Republic of Korea	聖光学院高等学校 B チーム
Russian Federation	香川県立高松高等学校 A チーム

Rwanda	麻布高等学校 A チーム
Saudi Arabia	駒場東邦高等学校 A チーム
Serbia	海城高等学校 B チーム
Singapore	東京農業大学第一高等学校 B チーム
South Africa	神奈川大学附属高等学校 A チーム
Sweden	N高等学校 A チーム
Tunisia	小林聖心女子学院高等学校 A チーム
Türkiye	福島県立磐城高等学校 A チーム
Ukraine	西大和学園高等学校 B チーム
United Kingdom	西大和学園高等学校 A チーム
United States	南山高等学校 B チーム
Viet Nam	聖光学院高等学校 A チーム

B 議場

Country	学校名
Australia	新潟明訓高等学校 A チーム
Bahrain	渋谷教育学園幕張高等学校 A チーム
Belarus	栃木県立宇都宮東高等学校 B チーム
Burkina Faso	開智高等学校 B チーム
Canada	麗澤高等学校 A チーム
China	渋谷教育学園渋谷高等学校 B チーム
Colombia	淑徳高等学校 A チーム
Côte d'Ivoire	灘高等学校 B チーム
Czech Republic	横浜雙葉高等学校 A チーム
Denmark	東京都立桜修館中等教育学校 A チーム
France	早稲田大学系属早稲田実業学校高等部 A チーム
Germany	大妻高等学校 A チーム
Hungary	神戸女学院高等学部 A チーム
India	灘高等学校 A チーム
Indonesia	神奈川県立横浜翠嵐高等学校 B チーム
Iran (Islamic Republic of)	玉川学園高等部 B チーム
Israel	久留米大学附設高等学校 B チーム
Italy	立教女学院高等学校 B チーム
Japan	渋谷教育学園渋谷高等学校 A チーム

Kazakhstan	開智日本橋学園高等学校 A チーム
Malaysia	さいたま市立浦和高等学校 A チーム
Mexico	浅野高等学校 A チーム
Namibia	横浜富士見丘学園高等学校 A チーム
Nepal	静岡県立清水東高等学校 A チーム
Nigeria	新潟明訓高等学校 B チーム
Norway	東京都立小石川中等教育学校 A チーム
Poland	桐蔭学園高等学校 A チーム
Qatar	久留米大学附設高等学校 A チーム
Republic of Korea	浅野高等学校 B チーム
Russian Federation	岐阜県立岐阜高等学校 A チーム
Rwanda	さいたま市立浦和高等学校 B チーム
Saudi Arabia	兵庫県立神戸高等学校 A チーム
Serbia	岡山県立岡山操山高等学校 A チーム
Singapore	ドルトン東京学園高等部 B チーム
South Africa	渋谷教育学園幕張高等学校 B チーム
Sweden	清教学園高等学校 B チーム
Tunisia	名古屋高等学校 B チーム
Türkiye	名古屋高等学校 A チーム
Ukraine	大妻高等学校 B チーム
United Kingdom	岐阜県立岐阜高等学校 B チーム
United States	駒込高等学校 A チーム
Viet Nam	鳴友学園女子高等学校 A チーム

オープニング/クロージングスピーチ

(オープニングスピーチ)

外務省総合外交政策局国連課首席事務官 古永 誠 様

(クロージングスピーチ)

国連システム合同監査団(JIU)監査官 / 元国際連合日本政府代表部次席常駐代表 星野 俊也 様

開会式では、オープニング・スピーチとして、外務省総合外交政策局国連課首席事務官の古永誠（ふるえ まこと）様をお招きし、ご講演をいただきました。

古永様は「国連外交」をテーマに、安保理改革についてや国連において日本はどうなはたらきをしているのかについてお話しされました。これらのご講演は、国際連合を通した国際社会における日本の役割を改めて知る機会となり、模擬国連に参加する生徒たちにとって非常に有意義な機会となりました。

閉会式では、クロージング・スピーチとして、国連システム合同監査団(JIU)監査官であり元国際連合日本政府代表部次席常駐代表の 星野 俊也（ほしの としや）様よりビデオメッセージをいただきました。参加者の予選会から本大会までの継続的な取り組みとその努力を讃えると共に、模擬国連のさらなる発展への期待のお言葉をいただきました。

さらにビデオメッセージの後半では、過去の全日本高校模擬国連大会で最優秀賞を受賞し、その後の国際大会でも賞を受賞した生徒からのメッセージもあり、模擬国連から広がる様々な可能性が示されたように思います。

このビデオメッセージは、模擬国連での学びや体験が今後の中高生の活動において大きく影響することを改めて認識することのできた大変実りある時間でした。

弊会は、今後も参加者に深い感銘を与え、模擬国連での会議が現実の国際会議に通じる政策形成プロセスを体験的に理解する場となっていることを伝えることができるような基調講演を提供し続けていきます。



見学者企画・教員企画

中高生の生徒様・教員の向け企画

「模擬国連及び派遣事業についての説明と本大会の見学」

【日時】2025年11月16日（日）12:00-16:00

【場所】国際連合大学

【内容】参加者に対し、「模擬国連について・本大會議題について・日本代表団派遣支援事業について」をGCスタッフが個別に説明し、その後本大会の見学をしました。

【参加費】無料

見学に来た方々に対し、GCスタッフが個別で以下のことを説明しました。

- 模擬国連とはなにか
- 派遣生としての活動
- 本大会の議題についての説明

見学者に対し上記の3つに関する資料を配布した後、弊協会スタッフや高校模擬国連国際大会への日本代表団派遣支援事業に参加した高校生が見学者に個別で、説明や質問に応じました。

その後、スタッフの誘導のもと本大会の見学を行いました。

見学者企画に今回ご参加いただいた方々は、中高生と大会参加者の保護者となっており、模擬国連についてあまりご存じでない方から、模擬国連をよく知る本大会に出場されている高校生の後輩など幅広い層の方々でした。

例年とは異なり、スタッフが個別に質疑応答や説明を行ったため、見学者の個別のニーズに応えることができ、模擬国連に対する理解や興味がさらに深まった結果となりました。また、実際に日本代表団派遣支援事業に参加した方々による説明や発表は、派遣事業参加者の実際の体験談に基づくお話を聞くことができる有意義な機会となりました。

また今年度の見学者企画は、中高生だけでなく大会参加者の保護者に対しても行ったため、幅広い世代の方々に対し模擬国連の魅力や意義を伝えることができ、今後の模擬国連の普及に貢献する大変有益な場となりました。

会員名簿

特別顧問（敬称略）

明石 康

公益財団法人京都国際会館理事長／元国連事務次長

評議員（敬称略・順不同）

評議員・代表理事 星野 俊也

国連システム合同監査団(JIU)監査官／元国際連合日本政府代表部次席常駐代表

評議員・理事 米山 宏

公文国際学園中高等部教諭

評議員 紀谷 昌彦

日本模擬国連 OB／東南アジア諸国連合
(ASEAN) 日本政府代表部特命全権大使

評議員・理事 竹林 和彦

早稲田実業学校教諭

評議員 中村 長史

日本模擬国連 OB／東京大学大学院総合文化研究科特任講師

評議員・理事 澤田 宏

岐阜県立岐阜高等学校教諭

運営会員（敬称略・順不同）

事務総長兼主計局長 田端 開

慶應義塾大学法学部政治学科 3 年

副事務総長兼研究局長 高槻 俊輔

東京大学教養学部教養学科総合社会科学分科国際関係論コース 3 年

副事務総長兼総務局長 小澤 秀周

中央大学法学部法律学科 2 年

副事務総長兼広報局長 仲田 万智子

慶應義塾大学文学部人文社会学科 2 年

研究局長補佐 波多野 花凜

早稲田大学先進理工学部電気・情報生命工学科 3 年

研究局長補佐 山本 晴菜

鳥取大学医学部生命科学科 3 年

派遣担当主査 中島 大雅

東京大学教養学部教養学科 PEAK・国際日本研究コース 3 年

派遣担当主査 小島 圭登

東京大学教養学部文科一類 2 年

推進主査 三澤 聖子

国際教養大学国際教養学部 2 年

推進主査 古松 千鈴

東京大学工学部建築学科 3 年

推進主査 嵐田 健永

精華大学至善書院 1 年

委員 安達 栄都季

南山大学国際教養学部国際教養学科 1 年

委員 稲垣 秀哉

早稲田大学先進理工学部電気・情報生命工学科 1 年

委員 井上 結里加

千葉大学国際教養学部国際教養学科 1 年

委員 江頭 志駿

早稲田大学文化構想学部 2 年

委員 佳山 榮晃

青山学院大学地球社会共生学部地球社会共生学科 1 年

委員 北村 優翔

東京外国語大学国際社会学部国際社会学科 1 年

委員 城戸 優空

東京外国語大学国際日本学部国際日本学科 1 年

委員 草間 咲良

慶應義塾大学法学部政治学科 1 年

委員 黒川 瞳
大阪大学法学部国際公共政策学科 2 年

委員 小池 翔太
東京大学教養学部理科一類 1 年

委員 中農 陽向
東京大学教養学部文科三類 1 年

委員 藤木 惺也
中央大学法学部国際企業関係法学科 1 年

委員 桜田 啓太郎
慶應義塾大学法学部政治学科 1 年

お問い合わせ

一般社団法人 グローバル・クラスルーム日本協会

/ Japan Council for Global Classrooms

〒105-0014 東京都港区芝3丁目25番2号316

Web: <https://jcgc-mun.org/>

Mail: jcgc.contact@gmail.com



Global Classrooms®

Learn. Live. Lead.

編集・発行 一般社団法人グローバル・クラスルーム日本協会

発行年月日

2026 年 1 月